

## 「特定秘密保護法案」に断固反対します

安倍晋三内閣は、今臨時国会の 10 月 25 日、「特定秘密保護法案」を提出しました。政府はこの法案について、「我が国及び国民の安全の確保のため」と喧伝していますが、この法案は国民の知る権利を奪い、国民を監視・統制し、アメリカと「海外で戦争をする国」づくりのための法案であり、この法案にまず断固反対することを表明します。

法案は、政府が「特定秘密」を指定し、この「秘密」を指定する決定権が「行政機関の長」にあるとし、何が「秘密」なのか、国民は知ることができません。

法案は、最高で懲役 10 年の刑を科するとし、公務員だけでなく幅広い国民に「秘密保護義務」を科します。

法案は、ジャーナリズムの取材や一般市民の情報の公開要求など、「秘密」にアクセスする行為まで処罰の対象となります。このことは報道、取材の自由を抑圧し、国民の知る権利に対し、決定的な打撃をもたらすことは明らかです。

法案は、国会議員や国会職員に対しても、「秘密」を漏洩すれば処罰の対象としています。これでは国会が政府を監視し、チェックすることが不可能になり、国会の国政調査権が侵害され、国会の国民主権に基づく仕事ができなくなります。

安倍政権は「特定秘密保護法」を「国家安全保障会議（日本版 NSC）」と一体で進めようとしています。この動きは国民の目と耳と口を封じ込め、国家が上から情報を管理統制し、「海外で戦争ができる国」へと日本の社会を根本から暗黒政治、暗黒社会へとつくり変える策動です。

私たちがかわる芸術・文化の分野に立ち入って考えると、この法案は表現の自由、文化活動の自由に致命的な打撃を与えるものです。映画人にとって、戦前の治安維持法や映画法などのもので表現の自由を奪われ、戦争を賛美する映画づくりに協力させられたことは、決して忘れることのできない記憶です。ドキュメンタリー映画をはじめ社会的課題を追及する作品への取材活動や、また、政府が“良し”としないテーマで製作される映画・映像文化も抑圧を受けることとなります。このことは国民にとっては、多種多様な芸術・文化を享受する権利が剝奪されることとなります。

よって、日本映画復興会議は、「特定秘密保護法案」の制定に断固反対し、廃案を求めるものです。

2013 年 11 月 20 日

日本映画復興会議

連絡先 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-12-9

グランディールお茶の水 301 号

Email [jimu@nefk.net](mailto:jimu@nefk.net)